

島本町教育委員会 会議録（令和3年第2回 定例会）

日 時	令和3年2月2日（火） 午前9時30分 ～ 午前11時00分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員、西尾一実教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、島本恵子主査 （教育推進課）山田敏博課長 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 2 号議案 動産の買入れについて 第 3 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について 第 2 号報告 令和2年度教育費補正予算（案）の臨時代理について 第 4 号議案 令和2年度教育費補正予算（案）について 第 5 号議案 令和3年度教育費当初予算（案）について 第 3 号報告 事務局職員人事の臨時代理について 第 6 号議案 令和2年度教育委員会表彰に係る審査について 第 7 号議案 教職員（管理職）人事について
議 決 事 項	第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長 本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和3年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、森田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、森田教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第2号議案「動産の買入れについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第2号議案「動産の買入れについて」、御説明申し上げます。

この度の物品売買契約につきましては、その予定価格が700万円以上であり、本契約を締結するに当たって議会の議決を求める必要がある教育関係の案件でございますことから、あらかじめ、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案資料の1枚目、町長名が記載されている資料をお開きください。契約の概要についてでございますが、購入物品は町立小中学校で使用するパソコン及びタブレット端末、買入れ金額は税込9,679,274円、買入れ先は株式会社内田洋行大阪支店でございます。続いて、議案資料の2枚目をお開きください。まず、動産の内容については、パソコン端末が26台、タブレット端末が94台、そして、付随のソフトでございます。なお、端末は、全て教職員用であります。次に、買入れ金額については、先ほど述べたとおりでございます。最後に、契約の方法については、当初、指名競争入札を実施するため、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取扱いが可能な業者6者を指名しましたが、最終的に、そのうち1者による入札となったため、入札不調となりました。その後、当該入札に参加した1者に応札の意思が確認されましたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、令和3年2月1日に仮契約を締結しました。今後、この物品売買契約について議会での議決を得ますと、その議決された日をもって本契約の締結となる予定でございます。なお、参考資料として、入札調書及び仕様書を

添付しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

まず、契約の方法の随意契約という契約の仕方を教えてください。

2点目に、今回入札が不調になったため随意契約になったということですが、入札辞退の理由を教えてください。3点目に、最終的には入札が1社になったということですが、1社しかないためそこに決めるという判断が良いということですか。4点目に、タブレットが94台ということですが、これで小・中学校の子どもたち全員に行き渡ったことになるのかどうかも教えてください。

教育総務課長

1点目の随意契約の方法についてですが、地方自治体が業者等と契約を行うに当たりましては、入札による方法が一般原則であり、基本的には、最も価格が低い業者を選定するという方法を採用しています。ただ、例外的に、随意契約という入札によらない契約方法も法令で定められております。こちらにつきましては、あくまで例外的な方法になりますので、制限がなされております。最も分かりやすい例で申しますと、一定金額以下の契約を行う場合、例えば委託関係でしたら50万円以下であれば随意契約が可能であり、見積合わせによる、より簡便の方法で契約相手方を決めて契約を締結できるものです。今回は、一旦は指名競争入札を行ったものの、1社しか入札がなく結果的に不調ということになったものですが、入札の結果1社しか入札がなく不調となった場合で、繰り返しの入札が困難であるという場合につきましては、入札のあった1社と随意契約により契約ができるという規定がございますので、その規定によって随意契約させていただくものでございます。そのため、3点目の質問の答えにもなるのですが、結果的に入札されたところが1社であったとしても、その後随意契約によって契約締結することが可能ということでございます。

2点目の不調となった理由につきましてですが、直接業者の方に確認はしていないため、あくまで推測にはなりますが、国のGIGAスクール構想によるタブレット端末等の需要が全国的に高まっているた

め、大量のICT機器の発注に基づく納品が短期間では困難な状況になっていると伺っております。おそらく今回につきましても、一定数のタブレット端末等の発注になりますので、入札辞退されたところにつきましても、本年度中の納期が困難と判断され、事前に辞退されたものであろうかと認識するところでございます。

最後4点目のタブレット端末については、GIGAスクール構想に基づき1人1台のタブレット端末が児童・生徒に配備されますので、ICT機器を用いた授業等を展開できるように教職員用として購入するものでございます。

教育委員 教職員用ということですので、教職員には1人1台端末があるということなのでしょうか。

教育総務課長 今回タブレット端末として配備いたします94台につきましても、教職員1人に1台という計算ではなく、基本的には普通教室1教室当たり1台を配備するという計算に基づいて購入するものでございます。児童・生徒1人1台のタブレット端末の配備につきましても、現在、納品のための手続を進めているところでございまして、本年度中に配備される予定です。

教育委員 普通教室に1台ということですので、予算に限りがあるので仕方ないとは思いますが、教職員の使用方法については工夫が必要になるのではと思います。また、端末のひっ迫についてですが、児童・生徒用の端末も品薄になっているということですので、今回の教職員用についても強く業者におっしゃっていただかないと納期遅れの心配が出てくるのではと思います。

教育総務課長 教職員用タブレット端末につきましても、教職員についても1人1台配備する方が望ましいところですが、予算等々の都合も踏まえて、学校運営に支障のない限りで必要最小限の配備をさせていただきたいと思っております。1教室当たり1台で先生方が円滑にタブレット端末を使用して学校運営に適切に反映できるように、今後、学校等とも十分に意思疎通を図りながら、その使用について便宜を図ってまいりたいと考えております。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第3号議案「島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、第3号議案「島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について」、御説明申し上げます。

議案資料を御覧ください。廃止理由につきましては、類似機関との整理に伴い廃止するものでございます。また、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

島本町青少年問題協議会は、昭和54年に地方青少年問題協議会法に基づき島本町青少年問題協議会設置条例を施行して以来、青少年の非行防止や健全育成のため、関係機関との情報交換や連絡調整を行うとともに、研修などにより知識の習得に努めてまいりました。しかしながら、近年では、協議会で諮るべき定期的な議案がなくなったことなどから、平成30年度に、青少年に関する非行事案が発生した場合など、必要があれば招集することと改めました。なお、平成30年度以降は、協議会の開催実績はございません。また、青少年の非行防止や健全育成についての類似の機関は他にもあるとともに、青少年問題協議会の委員がそれらの組織に所属されていることもあり、これらを整理する観点から、島本町青少年問題協議会は廃止することとし、その廃止条例を上程するものでございます。

続きまして、1ページをご覧ください。今回の条例案の附則といたしまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。島本町青少年問題協議会に関する項目の削除を行うものでございます。

続きまして、1ページの特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。  
現行の青少年問題協議会委員を改正案として削除するものでござい  
ます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

必要なときにだけ今後集まるということですが、どのような方が選  
定されて集まるのかお伺いしたいです。

生涯学習課長

青少年問題協議会については、平成30年度以降、必要があれば開  
催することとしていますが、それ以降、開催はなかったものでござい  
ます。今後は、協議会が廃止されますので、必要に応じて集まるとい  
うようなこともございません。

教育委員

今後事案が上がってきた場合にどのように対処されるのでしょうか。

生涯学習課長

青少年問題協議会は、これで廃止することになるわけでございます  
けれども、類似の団体として島本町青少年指導員協議会がござい  
ます。島本町青少年指導員協議会は、青少年の健全育成と非行防止を目的に、  
定例会として毎月会議を持つほか、パトロールや青少年健全育成大会  
の事業を主管しております。また、いきいき・ふれあい教育事業実行  
委員会や「こども110番の家」運動に参画したりするなど、年間を  
通じて活動しております。また、社会教育委員会議についても、社会  
教育という側面から青少年に関することについて意見を頂いていると  
ころでござい  
ます。今後は主に、この青少年指導員協議会、また、社  
会教育委員会議で協議を  
図ってまいりたいと考えて  
おります。

教育委員

青少年問題協議会は、地域によっていろんな名称がありますが、自  
分の経験で言うと、子どもたちの問題行動や、児童の犯罪被害等につ  
いての協議が多かったと思うのですが、会議が少なくなってきたとい  
うことは、島本町内でもそのような問題が少なくなってきたと理解し  
て良いのでしょうか。

生涯学習課長

町内の状況ですが、以前に比べますと、たむろや非行は余り散見さ  
れないような状況ではございます。ただ、最近インターネットの発  
達などに伴い、SNSなどによる見えない部分がございますので、そ

れについては学校でも指導されていることと思いますし、また、島本青少年指導員の方でも、子どもたちへの声掛けやパトロールを行ってまいりますので、青少年の健全育成についての活動は、今後も続けてまいります所存でございます。

教育委員

青少年問題協議会と青少年指導員協議会、それから社会教育委員会議が類似しているとお話がありましたが、それぞれ目的があり、その目的に足りないから新しい協議会ができてきたと思うのですが、青少年問題協議会をなくしたことで、その他の会で補完できないというような問題はないのでしょうか。

生涯学習課長

目的は、それぞれの法令に基づいてということになるのでございますけれども、青少年問題協議会の所掌事務としては、青少年の指導、育成保護及び行政に関する総合的施策の樹立や必要な行政総合機関の連絡調整を図ることとなっております。青少年指導員協議会におきましても、同じように青少年の健全育成を図るといような大きな趣旨が書かれておりますので、方向性としては、似たような形の趣旨であると認識しておるところでございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第2号報告「令和2年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第2号報告「令和2年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、2月4日に開かれます臨時議会において提出する予定の補正予算に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第

1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。しかしながら、臨時議会に係る準備事務等の日程の都合上、臨時議会に係る議案発送の日までに教育委員会議を開催し、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時に代理した補正予算の概要につきまして、添付資料を基に説明いたします。内容としましては、債務負担行為を1件追加設定するものでございます。現在、第三小学校におきましては、耐震基準を満たさない現A棟の建替工事を進めており、来年度にその現A棟の解体工事を行う予定です。しかしながら、昨年12月に、解体工事に先立って請負業者がアスベストの含有調査を行った結果、現A棟内の一部の箇所について、現在の法定基準含有率を上回る率のアスベストを含んでいることが分かりましたので、先にその除去工事を行う必要が生じました。このため、令和3年4月早々には除去工事を完了することができるようにするため、本年度中に変更契約を締結しておく必要がありますことから、その契約締結を可能とするための予算の裏付けとして、債務負担行為を設定するものでございます。なお、この除去工事の追加実施による建替工事全体の工期への影響は、特段ございません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

除去工事を令和3年4月には終わらせるようにしたいということですが、春休みの間に除去工事をされる予定で進められているということでしょうか。

教育総務課長

おっしゃるとおりでございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長                    ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

                              それでは、第4号議案「令和2年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長            それでは、第4号議案「令和2年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

                              本議案における教育予算に係る補正予算は、3月1日から開かれる町議会3月定例会議に提出予定のものでございます。始めに、教育総務課及び教育推進課所管分について、説明いたします。添付しております議案資料の3ページをお開きください。

                              歳出内訳説明書の表、一番左の目の欄で申しますと、最上段の事務局費から最下段の教育振興費（中学校）まででございます。この度の所管分の補正予算につきましては、主に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業の全部又は一部を中止したこと等による減額でございます。それ以外のものとしまして、目の欄の上から3段目、学校管理費（小学校）の委託料110万9千円の減額につきましては、改修工事の工事監理業務を外部委託する必要がなくなったことによるものでございます。教育総務課及び教育推進課所管分の説明は、以上でございます。

子育て支援課長        続きまして、子育て支援課所管分について、御説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。歳入でございます。幼稚園使用料（幼稚園預かり保育料）につきましては、利用者数が見込みよりも少なかったことによる減となっております。

                              資料の4ページを御覧ください。歳出内訳説明書のうち、目）幼稚園費でございます。まず、幼稚園管理運営事業、幼稚園教育振興事業の各費目につきましては、主に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止したことなどによる減となっております。次に、幼稚園バス運行事業の各費目につきましては、事業確定による減となっております。次に、施設等利用給付事業の私立幼稚園副食費補足給付につきましては、給付見込額を精査し、当初予算額を下回る見込みとなったことによる減となっております。

生涯学習課長            続きまして、生涯学習課所管分について、御説明申し上げます。4

ページを御覧ください。歳出内訳説明書、下段の方の社会教育総務費から、続きまして次のページ、青少年費、文化財保護費、歴史文化資料館管理費、生涯学習費、図書館費、スポーツ推進費の最後までが生涯学習課所管分となっているものでございます。全て減額補正をするものでございます。減額理由としましては、主に事業の確定及び新型コロナウイルスの影響により事業などが中止となったことによるものでございます。金額の大きいものとしたしましては、6ページの上から2段目の文化財保護費、報酬、会計年度任用職員報酬167万5千円ですが、埋蔵文化財等調査員を募集しているものの応募がないため、減額補正するものでございます。また、一つ下段の職員手当等も、同様の理由により期末手当分を減額補正するものでございます。また、同じページ最下段のスポーツ推進費、スポーツ振興事業、負担金、補助及び交付金の55万円ですが、町民スポーツ実行委員会が主催しているスポーツレクリエーション祭が新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止されたことに伴い、補助金を交付せず、減額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

1ページ目ですが、幼稚園の使用料の補正の要求額が補正前の金額の約半分ほどですが、この約半分になった原因で何か考えられるものがあつたら教えてください。続いて、4ページ目の幼稚園費の幼稚園バスの運行事業のところでは事業確定とのことですが、その意味をもう少し詳しく教えてください。

子育て支援課長

まず1点目の幼稚園預かり保育料の減額理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止ということで、第一幼稚園におきまして臨時休園の期間、また、登園自粛要請の期間というのがございましたので、これが大きく影響しているものでございます。そして、2点目の幼稚園バスの運行事業の事業確定による減額の詳しい中身ですけれども、まず委託料のバス運行業務につきましては、こちらは入札を実施したことによる落札額による減となっております。そして、



の減となっております。これは主に、第三小学校A棟建替事業に係る予算の減額によるものでございます。

最後に、資料の4ページから5ページにかけて、債務負担行為を設定している各事業について掲載しております。これらは、令和3年度以降の年度において予算を支出することが令和2年度以前の時点で既に予定されている複数年事業等に係るものとなっております。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

1ページ目の国庫支出金の項目の教育費国庫補助金、スクールソーシャルワーカー補助金ですが、こちらが本年度、案としては0円になっておりますが、次のページの2ページ目の府支出金にもスクールソーシャルワーカー補助金という同じような項目がございますので、こちらの方には77万7千円が上がっておりますので、こちらに含まれるというような認識でよろしいのでしょうか。また、同じく2ページ目の各教室等参加負担金の内容が理解できないので、御説明ください。

教育総務課長

まず1点目に御質問いただきましたスクールソーシャルワーカー補助金につきましては、委員御指摘のとおり、国の補助金として令和2年度当初に上げていたものを、今回、府補助金の方に上乘せする形で計上しております。なお、令和2年度当初の予算編成におきましては、当該補助金につきましては、国と府それぞれから補助金が交付されるものとの理解で予算編成をいたしておりましたが、実際のところ全て府から補助金として交付されるものでございましたので、令和3年度当初の予算編成につきましては、全て府補助金として計上しているものでございます。

なお、2点目の諸収入の雑入、各教室等参加負担金につきましては、主に生涯学習課が所管する事業になりますが、住民向けに行われている各種生涯学習関係の教室や講座に参加する住民の方から徴収させていただく参加料によって構成されているものでございます。

生涯学習課長

教育総務課長から説明ありました生涯学習課で所管する陶芸教室等の収入でございますが、金額が減っているものについては、全体として実施する事業内容や回数を見直したために減っているものでございます。



教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

お諮りします。第6号議案につきましては特定の個人の氏名を取り扱うことから、また、第7号議案につきましては人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、第6号議案及び第7号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

教育総務課長 [令和2年度教育委員会表彰に係る審査について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第7号議案「教職員(管理職)人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員(管理職)人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、これをもちまして、令和3年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。